

武蔵野市自治基本条例（仮称）に関する懇談会（第2回）

1. 開会

【座長】 それでは、定刻となりましたので、懇談会を開会いたします。

2. 議事

【座長】 まずはじめに、この懇談会の論じているテーマの市民参加について話ができればと思います。この懇談会の設置目的は、条例の骨子案を検討することですけれども、その過程における市民参加についてどうあるべきか、今後懇談会としても考えていきたいと思います。前回の会議で、事務局から長期計画策定における市民参加について紹介がありましたけれども、改めて今回、資料としても用意していただいたようですので、簡単に説明をお願いいたします。

（1）骨子案の検討における市民参加について

（資料1について事務局より説明）

【座長】 それでは、今の事務局からの説明を踏まえ、この懇談会としても、ほぼ同じような形でよいか、あるいはそのほかの手法があるのか。また、頻度についてはどの程度が適当か等について意見交換できればと思います。

各委員、ご意見がありましたら、お願いいたします。

【A委員】 市民参加はぜひどんどん進めていかなければならないと思っています。特に、今まで行ってきたワークショップの形式ですとかそういうところも私はまだまだ直さなきゃいけないところがたくさんあると思っています。

2月19日にワークショップが開催されるというご案内が既に入っておりましたけれども、これにつきましても、ちょっと一言言わせていただきたいと思います。ワークショップに参加する市民の方々に、このワークショップでは一体どういうことが権限として市民の方に与えられていて、これがどのように懇談会に反映されるのかをしっかりと説明することが必要だと思っているんです。

かつて、東町の公園をどうするかということのワークショップをしていただきました。私も何回か傍聴させていただいたのですが、市民の方々それぞれ、いい意見を言っていたのですが、最終的にはあまり反映されなかったということで、地域ではちょっと問題になってしまったのです。そこはやっぱり最初の導入時の説明が少し不足していたのかなと私は思っています。ですから、その辺、せっかく市民の方にワークショップをやっていたら、市民の方と我々もしくは執行部との信頼関係が損なわれないようなワークショップにぜひしていただかないと、市民参加をしていただいたけれども、逆に問題が起きてしまうという結果になるので、そこはぜひ気をつけていただきたいと思います。

今回、2月19日に開催予定のワークショップについては、ちょっとびっくりしてしまいま

した。唐突にワークショップのお題が「よりよい武蔵野市にするためにできること」でお話を
していただくということですが、これもどうかと正直思っています。第五期長期計画
のときに、やはり無作為抽出のワークショップをやり、私も傍聴させていただきましたけれど
も、同じような内容だったと思います。よりよい武蔵野市にするためにはどうしたらいいのか。
これは男女によっても、また世代によっても「よりよい武蔵野」というイメージが違いますし、
そのときもまちづくりが出てきたり、子育てが出てきたり、ムーバスが出てきたり、コミュニ
ティが出てきたり、いろいろな話が出てきてしまっ、じゃ、一体この話が果たしてその後の
長期計画につながっていったのかというと、なかなか難しかったんじゃないのかなと思ってい
ます。

なので、今回は自治基本条例という、ある意味、目的が決まったワークショップを開かれる
ということなので、2月19日のワークショップはもう少し絞ったテーマで行っていただきた
い、そんなふうに思っています。例えば、市長と市民の関係ってどうなんだろうねとか、これ
は例ですけども、議会と市民は今までのままでいいのでしょうか、そういう投げかけを市民の
方にして、しっかりとした意見を出していただくと、これは私どもも大変興味のあることな
ので、もう少し絞ったテーマでやっていただきたいとお願いをしておきたいと思います。

もう1点。これが僕の一番言いたいことなんです。今回の自治基本条例が、後々最高規範と
いう話になってくると思うのですが、市民の方にとってどれだけ大事なものかというのをよく
よく認知していただかないといけないと思うんです。議会でも、「これはどれだけ認知されて
いるんだ」という質問がよく出るんです。ホームページに載せました、市報に載せました、そ
ういう答弁が返ってくるんですけども、ほとんどの市民の方々が知らない。こういう状況が
続いています。今回はそれでは許されないと思うんです。何ととっても憲法とまで言われてい
るものですからね。今回は、本当により多くの市民の皆さんに、自治基本条例を今、武蔵野市
で議論していますよということを、それこそ市報の1面に載せるぐらいの決断でぜひ望んでい
ただきたい。こういうことをしていかないと、本当の市民参加はできていけないのではないか
なと思っておりますので、冒頭にまずお話しさせていただきました。ありがとうございます。

【副座長】 今のA委員の発言、もつともだと思います。

この意見の背景を私なりに論理的にまとめてみますと、今、事務局がご提案なさっている市
民の意見交換会、関係団体の意見交換会、パブリックコメント、ワークショップ、これは全て
行政主導型の市民参加なのです。したがって、住民主導型の市民参加も、当然しかるべきであ
る。今、A議員は、住民主導型で、住民が主導した内容をどういうふうここに反映するのか
という意見だと思しますので、一応私はこの行政主導型の市民意見交換会だとかパブコメ、ワ
ークショップのやり方については納得しますが、その次の段階で、市民参加として市民
主導型にはどういうものがあるのか、それをここで取り入れるべきかどうか、1つの論点があ
るのかなという気がします。

【B委員】 今の副座長の住民主導型の市民参加ということで、長期計画のときにはその手法

はとられていなかったと思うんですが、その後、公共施設等総合管理計画等で、事務局のほうで出前講座といいますか、呼ばれてそちらで事業についての内容の説明をするとか議論をする、あるいはコミュニティセンターでの地域フォーラムという位置づけの中で説明するとか、そういうことをやっております。事務局のほうから、その手法について説明をしていただければと思います。

【総合政策部長】 公共施設等総合管理計画を策定する中で、まず、それをいかに市民に周知するか。市報、ホームページ等でもお知らせをしたのですが、議会からもいろいろご指摘があり、市民の意見をもっと聞くように、反映させるようにというご意見をいただきました。そこでコミュニティセンターには16の協議会がありますので、その協議会の研連という、代表の方がお集まりのところに私どもが参りまして、コミュニティセンター主催で、これからの公共施設をどうするのかという考える会を催していただけないかをご提案しました。各コミュニティセンターで日程調整とか、協議会の地域の方々に参加を募って、そこに我々企画調整課の職員が出向いてご説明して、いろんなご質問にお答えしたり、一緒に考えていただきました。

コミュニティセンターでは、地域フォーラムといって、協議会だけではなくて、地域で活動している各団体等も巻き込んで、それぞれの団体の方々のご出席もいただきました。コミュニティ運営協議会主催と、地域フォーラムといった、もうちょっと幅広い形でも開催させていただいて、一定の成果を上げられたのかなと考えております。

【C委員】 地域フォーラムの件は、総合政策部長のほうからもありまして、実際、かなりの回数を重ねてきたと認識しています。

地域フォーラムも、これからの地域コミュニティとかさまざまな課題解決に向けての1つの手法としても非常に役に立つ場ではないのかなという意識は持っています。そういう意味では、非常に大事に進めていきたいという思いであるのですが、私も公共施設の説明等のフォーラムに1回だけ参加をさせていただきましたが、先ほどA委員の言われたところが重要なポイントかなと思っているのですが、来られた方々が何をしにここへ来たのかをよく理解されていなかったというのは非常に残念な部分でもあったのかなという感じがしているんです。その前段階から、行政の方もいろいろ投げかけをされていたのは承知しているのですが、それが果たして、集まっていた地域の方々にどこまで理解をされていたのかなという意味では、ちょっと足りない点があったかなと。例えば、自分たちの使用しているコミュニティセンターだとかそういった直接かかわるところについては、いろいろな意見も出てはいたのですが、それ以外の文化施設や学校の問題、ほかの公共施設、未・低利用地といった課題のあるところの視点はなかなかなく、下水道だとかそういったものになると、またさらに、ふだん見えないところなので、どうしても視点がそこに持っていけていない。これは市民の側からするとしようがない部分もあるのですが、今回の公共施設でいえば、そういったところも含めて課題だったかなと。

今回の自治基本条例も、名称として聞いたことのある方もいらっしゃるだろうし、比較的意

識の高い自治体だと思っています。そういった意味では、いろんな意識を持たれていると思うのですが、何を地域の方々に考えていただきたいのか、こちら側からの投げかけも、一定程度丁寧に進めていかないと、何を求められているかが、やっぱりぼやけてしまうのかな。そういったことは我々も懸念を持っているということだけ付け加えさせていただきたいと思っています。

【座長】 進め方についての懸念がいろいろ出てきたのですが、何か新しい提案はありますか。市民主導という言葉が副座長はお使いになりましたけれども、1つは、市民から意見を出すことを自由に求めていくのかどうかということです。パブリックコメントというのは、こちらが何か議論したり、案を出したり、まとめを出したりしたときに、そのまとめでいいかどうかとか、それに対する疑問とかを書いてくるわけです。どういう疑問をお持ちになったのかとか、どういう反対意見をお持ちになったかはわかりますけれども、パブコメは積極的な提案を求めているわけではないですよ。でも、こういうことをやっているときに、懇談会で議論はしていきますが、この問題について自分の意見がある方、自分はこういう自治基本条例をつくってほしいと思っているという意見は積極的に受け付けます、募集しますと言えば、志のある方は書いてきます。それは、するならしたほうがいいのではないかなと思うんです。このパブコメや意見交換会には入っていないわけで、それぞれご意見のある方が提言として出してくるのなら全部受け付けます、こういうご意見が出てきましたと、みんな我々に紹介してくださるということは、やってもいいんじゃないかなと思います。

ただ、それはかなり知識のある方々がなさることで、多くの方は自治基本条例とは何なのかから疑問をいだくと思うんです。何のことだかわからないということだと思うので、それについて勉強会をしたいとか聞きたいという要望はかなりあるんじゃないか。もしそういう勉強会をしたいのなら講師を派遣しますよ、概略はこうですとか、他でつくっているものはこうですとか、職員が行って説明する用意がある、あるいは講師の先生をどこかから呼んできて派遣することの用意があつて、そういうお求めがあれば説明者を出しますと言ったら、そういう会を開くから来てくださいという要望があるかもしれませんよね。それはこちら側にそういう準備があるかどうかにかかっているんです。

そういうことをできるのなら、本当はしたほうが良いと私は思います。とにかく勉強したい、どういうことなのかという疑問を持つと思うんです。そのときは、自治基本条例なんていう言葉を使わないで、Aさんがおっしゃったように、議会と市民の関係はどうあるべきかとか、市長との関係をどう思っているかとか、市と市長と議会の関係をどう思っているかとか、そういうふういくつかの柱に組み立て直して、それについて議論する、そういう場所ですということを行ったほうが良い。自治基本条例という言葉を使わないほうが良いと思います。

【D委員】 第1回目の懇談会の際に、私も含めて多くの委員の方から、市民主導の、市民の参加が実現できるような基本条例をというお話がありましたので、事務局のほうから今回このようなテーマをいただいているかと思っています。ここで一度確認させていただきたいのですが、

今の話を聞いていますと、基本条例に対して市民参加をした上で条例をつくるという議論なのか、それとも基本条例の中にこういった形の市民参加のツールを入れるのか、どちらの議論なのでしょう。どちらもありうることだと思うのですが、まずどの段階の議論なのかということを整理させていただければと存じます。座長のお話ですと、基本条例制定の前に、まずはこういった形の市民参加ができるのかとか、そういった可能性も含めた前の段階のものをも含めた勉強会といったように感じたのですが、どちらなのでしょう。

【座長】 この懇談会は、自治基本条例の骨子を検討する懇談会ですし、最後に報告書を出すときは、こういう骨子でお考えになったらいかがですかというものがまとまるわけです。その過程での市民参加の話です。武蔵野は何であれ市民参加でやってきましたし、これからもやっていくべきところだと思うんです。その武蔵野の市政を進めていくにあたっての市民参加は、これからもっとどんどんどんどん深め、充実させていくべきだと思うんです。その手法はこれからも追求されるべきだと思うんですけど、今議論しているのは、この1年間で我々が仕事するにあたってどういうふうに市民の方に参加していただくか。そのときこちら側で並べているものは、副座長の言葉を使えば、行政主導の市民参加ではないのか。もっと向こうから出てくるものがあってもいいんじゃないかとおっしゃっているので、その1つとしては、提案のある方はどんどん出してくださいというのも1つの手じゃないかと言ったわけです。

【副座長】 私が論点を提案したので、ちょっと言っておきますけれども、いわゆる政策形成過程における市民参加ということになります。これについては、この自治基本条例そのものを政策形成過程できちんと体系化していこう、その前段で、どういう手法があるのかということをおある程度固めていく。そこで、

第1点は何かということ、今まで長期計画の策定方法にはどういうものがありましたかということで、資料に記載されている1から4までは行政主導でやっている。そうではなくて、もう1つの視点として、市民主導のものもあるでしょう。これについては、長期計画策定の中で、どういうふうに来てきたかといったら、私の現職時代には、住民の苦情だとか市政アンケート調査だとかを分析していました。例えば、吉祥寺駅周辺が放置自転車ワーストワンでしたが、アンケート調査で何年も改善要望が続きました。これをどう政策に反映させるかは、基本構想の長期計画の中に入れて、さらに、条例化をして政策展開をした結果、今では放置自転車がゼロに近い状態になっている。これが要するに、市民主導の住民参加です。苦情とか意見だとか、政策形成過程における事前の検討をどういうふうな手法をここでも出したらいいか、ということです。

【座長】 今、副座長のおっしゃった後段のほうで言えば、この問題についても市民の意識調査とかアンケート調査をやってみるのも1つの手ではないか。市長の活動ぶりについて、どんなふうに評価しているか。議会ももちろんそうです。議会とか個々の議員さんの活動もあると思います。あるいは、そういうものから半ば中立的にある教育委員会というものにつ

いてどう思っているかとか、今までの市民アンケート調査で、そういうシステムのことにについては聞いていないわけです。まちの問題について、施策について聞いているわけですが、武蔵野市の動き方について、市民がどう思っているかのアンケート調査をやってみるというのは、項目をつくるのに一苦労すると思いますけど、大きなことかもしれませんよ。やってみる価値はあると思いますね。

【E委員】 行政主導型と住民主導型という話で言うと、これは行政主導型になってしまうかと思うのですが、抽出が18歳以上の市民と出ています。私自身、小学生のときに住んでいた市の事業に初めてかかわって、そこからいろいろ関心を持って今に至っているのですけれども、長期計画のほうでも、市政参加のきっかけの一助になることを目的としているとあります。できることならば、中学生、高校生ぐらいの年代でも参加することによって、理解できないところはあるかなと思うんですが、かかわったということがその後につながるのではないかなと思いますので、18歳というところにちょっと疑問といいますか、もう少し下の年代でやるということは可能性として考えられないのかなと思いました。

【座長】 かなりいろいろなご議論が出ましたけれども、一番最後に出てくる無作為抽出市民のワークショップは、事務局のほうは経験はかなりあるらしいのですけれども、一般論で言うと、これをうまく運ぶのは大変難しいやり方だと思うんです。かなり熟練した人がうまく運ばないと、なかなかいい成果は出てこないという難しい方式だと、正直なところ思うので、これをやるのだったら、よほど工夫していただいて、最低限それをやるときは、何のために集まっていたか、A委員がおっしゃったとおり、初めから具体的に言って、変な幻想を持たせない。もちろん、出たものは全部懇談会に報告して、参考にさせていただきますと言うのですけれども、どういうふうに取り入れられるかは保証できないわけですから、参加したのに自分たちの声がうまく生かされていないとなると、かえって不満を持たれます。そのところを初めから慎重に書かなければいけないと思います。それはA委員のおっしゃるとおりだと思います。

それでは、いろいろご意見が出ましたけれども、次回までに事務局のほうで、骨子案を策定する上での市民参加の内容について、長期計画の例も踏まえながら、そしてスケジュールも含めて、こういう形ではいかがでしょうかと、もうちょっと具体的な形に出してみてください。

ワークショップについては、今年度中に事務局主催で一回開催するという案があるので、既にA委員からいろんなご注文とか疑問が提起されていますけれども、少し説明していただきましょうか。

(参考資料1について事務局より説明)

【座長】 本当に時間がない。これを準備して、やれるか。2月にどうしてもやりたい理由がありますか。これを生かそうと思うと、もう少し余裕を持って、例えばさっき出た市民アンケ

ートみたいなものをするなら、ワークショップの前にやって、アンケート結果が出たら、それをもとにして、皆さんどう思いますかということでワークショップをやったほうが、いろんな意見が出てくる可能性がある。アンケートのほうを先にやらなきゃいけないというと、ワークショップはかなり遅らせることになりますけど、今年度中にやりたいというのにもうひとつ説得的な理由がありますか。

【企画調整課長】 事務局としては、骨子案を検討するなるべく早い段階で、何らかの形で市民の方のご意見を取り入れる機会を持てたらと考えておりまして、それが、1つの案としてのワークショップでございました。

想定としては、骨子案ができるころに、もう一度ワークショップをと考えていたのですが、先ほどのご意見の中で、意識調査、意見をいただくというのがありました。これも、大々的にやると、あらかじめ予算が必要になるというところがありますので、例えば、市報にその旨を掲載して意見をいただくという形になりますと、あまり予算もかけずにできます。まず意見をいただくにはそういった方法がよいということであれば、ワークショップよりも、そちらを検討してみたいと考えております。ワークショップにこだわるわけではないんですけれども、何か初期の段階で意見をいただく機会を持てたら、そういう事務局の思いでございます。

【D委員】 細かい質問になってしまうかもしれないのですが、今、予算の話がでましたが、ワークショップもかなり予算がかかるような気がいたします。雑駁に想定して、アンケートをするというのは、今のご説明ですと、ホームページに載せて、それをパブコメのような形で、それに対する回答を求めるとのことであれば、予算はかなり低廉になるということでしょうか。

【企画調整課長】 そうですね。やり方によってですので、市報に出す、あるいはホームページに出す、それで意見をいただくということになると、あまり予算はかからないのではないかと。例えば、長期計画のときの市民意識調査ですと、無作為に3,500人の方を抽出して、その上で回答いただくことになります。こちらになりますと、若干規模が大きくなって、予算もかかってくる形になります。

【総合政策部長】 予算については、現在の予算執行状況等を見ながら、できる範囲で予算を使わせていただいて、効果的な調査ができるかどうかを検討させていただければと思います。

【E委員】 ワークショップのいいなと思ったところは、日ごろ関心のない人のところにも通知が行って、出席するしないはそれぞれのご判断によりますけれども、そういった方のご意見をいただけるチャンスがあるというところではないのかなと。ホームページですと、結局、市政に関心のある人や何か用がなければ、武蔵野市のホームページになかなか行き着かないと思います。市報も実際、どれぐらい読まれているのかを調べるのは難しいかなと思うんです。そういった意味では、早い段階で市民の方のご意見を聞くことが、先ほど目的としてもあったの

で、やり方としては1つ、いいのかなと思いました。

【副座長】 ワークショップを実施することについては良いと思います。

それから、先ほどもお2方が言われていたとおり、ワークショップをやるというのは、ただ集めることが目的ではなくて、何を議論するかという具体性がない限り、こういう専門家だとか興味のある人ばかりが集まるのではないので、かなり具体的、特定の論点を絞り込まないと、私はうまくいかないような気がします。ただ集まってというのは、お2方が指摘したとおりだと思います。

そうしてくると、ここの中でもやっぱり、自治基本条例とは何なのか、なぜ必要なのか、さらに、自治基本条例の最高規範性の位置づけなどと一緒に今後議論していく。ワークショップで統一的な見解まで出さなくてもいいですけども、ある程度の意見を集約していかないと、事務局側との共通理解はできない。当懇談会委員にもなかなか理解されない。となると、ワークショップで何をやるかとするのか、せめて懇談会でもやっぱり一度ぐらいは議論を経た上で、ある程度の共通理解のもとにワークショップをやるべきだと思います。もう少し検討をし直さないときつかなという感じを持ちます。

【F委員】 おっしゃるように、2月19日は、そう考えていくと、結構きついと思います。私も、「よりよい武蔵野市」という幅広いテーマだと、いろんなご意見は出るかもしれませんが、私たちの懇談会で今後参考にさせていただけるような意見がどれだけ出るかというのは難しい面があると思います。

先ほど座長もおっしゃった2つのやり方、事前にアンケート調査的な市民の意識を把握してから、ワークショップをやれば効果的だというのはそのとおりだと思います。ただ、そのためには2月はとても無理で、そういうワークショップはきっと4月、5月あるいは6月ぐらいまで。アンケート調査も、どういう項目でやるかが大事だと思いますから、結構時間がかかるなと。

そういう中では、2月ぐらいにもしやるとすれば、先ほど議員のほうからのご提案があった市民と議会、あるいは市民と議員、市民と市長との関係とか、そういう自治基本条例に比較的直接つながっていきそうな、そういう投げかけをして、ワークショップを集めるといいですか、呼びかけるというならば、可能なのかなと思います。そういうやり方じゃないと、本格的にやっていくには2月はちょっときついなと、今お話を伺っていて感じました。

【座長】 皆さん、どうして2月に急いでやらなくてはいけないのかというところに引っかかっていらっしゃるようなので、少し先送りをしてもいいんじゃないですか。今年度中の予算がとれていたのかもしれませんが、予算をとったら執行しなきゃというのも無駄な行政ですから、もう少し先延ばししましょう。どういう手順でやろうかということも、もうちょっと事務局のほうも考えていただいて、それも含めて次回以降の中での市民参加の方式とスケジュールについて、事務局なりの考えをまとめて出してください。

（２）最高規範性について

【座長】 それでは、本題になります。ここからが本日の主要課題ということですが、前回、最高規範について初回は議論してみてもどうかという提案があったことを受けまして、まず、これについて議論したいと思います。事務局に資料の説明を求めます。

（資料２、資料３について事務局より説明）

【座長】 なかなか難しい問題ですが、私自身がかかわったのは三鷹市の例でありまして、三鷹市は最高規範性をうたっている例の１つに挙がっております。だからといって私は最高規範説が一番いいと主張するつもりもないんですけど、この問題について、前回、最高規範という位置づけをしているものと、条例の解釈基準に使う基本条例があるという類型を提示されて、その資料を要求された副座長からこの点について、それぞれのメリット、デメリットみたいなものがありましたら、ご説明をお願いします。

【副座長】 全国的に見て、最高規範とはっきりうたっているところとそうでないところがあり、そうでないところで自治基本条例と、タイトルに「基本」を使っている。では、この中で最高規範とはどういう意味なのかといたら、これは具体的な執行基準である。したがって、解釈ではない。執行基準、これに従わなければいけない。こういう内容になって、解釈だろうが、具体的な執行につけても、全てこの自治基本条例に従わなければいけない。解釈基準となってくると、これは宣言的な条例で構わないのです。

私はここで何を言いたいかというと、法制執務の専門家として、気に入らないところが全国にたくさんあるんです。何かといたら、最高規範性であったら、法文は、です・ます調ではだめです。解釈基準だったら、です・ますでいいんです。です・ますというのは、将来の希望的観測にすぎません。私はそう理解するんです。

「しなければならない」といたら、これは強制装置が働くんです。我々は、法文の文末を読むんです。「である」といたら、事実を書いています。「とする」といたら、創設規定になります。「とするものとする」といたら、一般原則、訓辞的な規定です。「しなければならない」といたら義務規定です。義務規定というのは、違反したら罰則とか、何かのペナルティーが来る、こういう意味です。我々は文面の最後を読んで、そこで解釈をしているんです。これについては最高規範性と決めると、です・ます調では、希望的観測、将来的なことを言っているにすぎないだろうと解釈できます。当然、法文の形式からいたら、文末は「である」とか「とする」とか「するものとする」となります。

武蔵野市の条文を読んでいただければ、１条から５条ぐらいの間に「するものとする」と書いてあるはずで、これは一般原則をいっているから、方向性を示しているんです。「とする」となったら、権利を設定しているんです。「しなければならない」というのは義務規定です。これで我々は判断をしている。したがって、これは解釈基準なのか、最高の執行基準なのかで

法文上の文末の形式が変わってくる。こういうことを私は全国で言っています。そのところもぜひ検討していただけたらと思います。

【座長】 強制力を持った執行基準であるということになれば、きちんと文語体で書かなきゃいけないとおっしゃっているわけね。「します」とか「です」とか「あります」と口語体で書いているものでは解釈基準にしかありませんよ、方向性を示したものでしかありませんよ。もう1つの基準が出てきました。最高規範だと言っているものにも、判断基準のごとく書いているものにも、口語体で書いているものがありますね。

【A委員】 最高規範にするなら最高規範にするの議論をしっかりとしていかなければならないと思います。なぜかといえば、これからつくる条例や規則は全て「しなければならない」にかかってきますし、我々議会や市長も「しなければならない」規定に置かれ、また、場合によっては、市民も縛られる規定になります。

そうすると、ここからが質問なんですが、次の懇談会は1月で、3月がなくて、8月には骨子案を出さなければならない。これだけ厳しい条例の骨子案をこの期間に作るができますか。まず、物理的に、これでも何とかやればできるというならば真剣に議論をしたいと思えますけれども、これじゃ到底無理だという話だったら、これはまた違う方向の議論をしていかなきゃいけないかなと。実はきょう、最高規範をするにあたって、このことが非常に疑問だったんです。そのことをまず聞いてから議論を進めたいと思ひまして、よろしくお願いします。

【座長】 この懇談会を設置した市長以下がどういうお考えかというのはまだ詳しくは聞いていませんし、事務局がどう考えていらっしゃるのかもわかりませんが、私が聞いたことは「自治基本条例の条例案をつくれ」ではなくて、言われていたのは「条例案の骨子をまとめてほしい」。条例案に入れるべき、盛り込むべき骨子をまとめてくれということですから、大まかに、こんな性格を持った、こういう要素は欠くことのできない、こういうものをつくったらどうでしょうかという提言というものであろうと思ひていまして、それであれば、1年で切られるとどうかわかりませんが、1年数カ月、そんなに長い年月をかけなくても、月一遍なり2回なりやっていけば、何とかまとまるかなと思ひています。でも、最後の、です・ます調ではなくて、である調で、法文の形式できちんと書けと言われたら、この顔ぶれでは無理です。もっと専門家たちが慎重に考えて文案を練らなきゃいけないから、骨子がまとまって、大体こういうものといってから別途条例案づくりになる、そう理解しています。

【D委員】 基本条例に最高法規性を持たせるというお話ですが、専門家には当然な知識ですが、一般市民の方にはわからないところも多いかと思ひますので、確認させていただきます。今問題になっている自治体の条例というものは、法の段階構造のような考え方からすれば、基本的に各条例間に上下関係はないわけです。つまり、基本条例というものも、「基本」という名前はついているけれども、ほかの条例と同レベルの関係にあるわけです。ですから、

もしこの基本条例をつくったとしても、その基本条例をひっくり返すような条例がその後、議会の多数派によって制定されたら、無効にされてしまうこともあるわけです。そういったことにも抵抗できるような力を、条例という名前のものに持たせていいかということをここで決めるべきかということが、議論になっているわけです。天野先生のお話ですと、その方向に当然行くべきだということですか。

【副座長】 最高規範性をもとにした自治基本条例をつくるんだということをここで決められたらと考えています。条例に現行法で上下、基本、最高規範などの概念はありません。だけでも執行基準という位置づけの中で、その上の、最高の執行基準だということから、実質的には最高規範性を有する、こういう論理の組み立て方をしていくというのが私の説です。したがって、自治基本条例で最高規範性を有する、そういう方向で行くべきだということをこの懇談会で決めれば、私はそれでいい。これが条例の制定権そのものである、と思います。要するに、法令には、条例を上下で分けちゃいけないとかと特に書いていません。ですから、法令に違反しない限り、法令の範囲内の条例であれば条例制定権の範囲です。憲法の委任を受けて条例をつくる。最高執行基準を自治基本条例とする市政の運営そのものを決めていけばいいというのが私の考え方です。

【D委員】 両方の立場、つまり条例間に上下関係をつくることをそもそも憲法が許しているか、許していないか、そういった根本的な議論もできるかとは思いますが。しかし、そういったところを非常に慎重にみれば、「基本条例を尊重する」とか「基本条例と整合性を有するように最大の努力を払わねばならない」という文言で「最高規範性」を記していない後者の例の方が説得的というか無難なものになってくるとは思います。しかし、そうではなくて、憲法上、条例に上下関係をつくることも自治体には許されているのだ、自治体の条例制定権の中には条例に上下関係を設けることもできるぐらいの効力があるということまでをも含ませてつくるということを意識的にやるということが……。

【副座長】 意識的というよりも、私は当然だと思っています。これが自治であると。

【D委員】 その考え方は、私も個人的には非常に好きなのですが、そこで自治権者とか主権者とかである市民の合意が得られるかどうか。有識者としてご経験のあられる副座長がそういうものだとおっしゃることは、それはそれで説得力があるかとは思いますが。

【座長】 ものすごく基本的な、大事なことを議論しているのですけれども、ほかの方々もご意見はございますか。

【G委員】 おっしゃるように、本当に難しい問題で、この1週間ぐらい考えていたんですけど、どれがいいというふうにはなかなか言えません。質問にもなってしまうんですけど、

私の印象としては、今までも 10 年かけて考えてきて、ここで懇談会という形になって、これから市民の意見も聞きながら、慎重につくっていくのが基本条例だと思うんです。そうであれば、名前はついていなくても、かなり意味のあつて重いものかなという気もしたので、たとえば解釈基準ということでも、この言葉で言えば「尊重する」とか、「最大限」とつけてもいいかもしれないのですが、それなりの意味はあるのではないかと思います。第一印象という言い方は法律の問題でおかしいんですけども、解釈基準でも十分使えると最初に思いましたし、それを運用していく中で、もし足りなければ、変えることができるかどうかはこれから考えると思うんですが、また考えてもいいかなという気もしたんです。ただ、限られた知識でそう思っただけでは、もし行政の現場で、オーソリティーがないためにできないことがあるとか、将来すごい危機が起こってバックボーンになるものが何か必要だとか、そういうのが考えられるのであれば、教えていただきたいです。

また、市長がこの前、公約で基本条例を挙げたとおっしゃって、それを私は初めて知ったんですけども、もしそういう意欲があたりでしたら、何かすごく大きな理想とかビジョンとかを持っていらっしゃるのかもしれないと思いました。そういう意欲というものもお聞きしたいと、過渡期的な意見でしかないのですが、考えていました。

【F 委員】 副座長は、ここで最高規範性をしっかり決めた自治基本条例でなければ意味がないとかそういうことをおっしゃっているわけではないのですね。ただ、つくるからにはということでの考えですね。

【副座長】 執行基準の最高規範性にするのか、それとも解釈基準でいいよと。そんなに義務的な規定まで盛り込まなくてもいいのではないのとか、方向性をやればいいんじゃないの、こういう流れも当然あるだろうけれども、今日までの全国の自治基本条例の方向性からすると、最高規範性で義務的な執行基準になっているケースが主流を占めてきているかな。こういう位置づけです。

【F 委員】 そういうお考えだと思うので、私も、どっちなんだと言われると、まだはっきり判断できないというのが正直なところです。本日、第 2 回ですけども、その最高規範性を明記するのかどうかについては、今の時点で必ずしも結論づけなくてもいいのではないかという気がしております。今後さまざまな角度からいろんな議論をする中で、どこかもう少し先の時点で、やっぱりこの武蔵野市の自治基本条例はこうすべきだというのが問われてくるのかなという感じを持っております。

【座長】 これをまとめるのは難しいんですけど、私もちょっと補足をしておきたいんですが、最高規範性を持たせると、これは武蔵野市政における最高規範であると銘打って、以降、議会の制定する条例も、これに違反する条例ではだめだと決めつけることになるわけです。

ただ、問題は、憲法、地方自治法、その他の法律の中で、そういう制度を公然と認めていな

いわけです。したがって、もし武蔵野市のある条例が、自治基本条例何条に違反しているのではないかということを問題にする議員さんが出てくるとか市民が出てきて争うという話になって、片方は自治基本条例に違反しているから、この条例は議会が制定したけれども無効だと市長側は主張する。しかし、そうではないだろうという人が仮に出てきて、これが訴訟になって、裁判所に行ったとします。裁判所が自治基本条例のほうが当然に上位の規範で、文言で書いてあるとおり最高規範だから、それに違反する条例は無効ですと言ってくれるかということ、その保証がないんです。国の法律のほうにそういう根拠規定がありませんから。

国の憲法と国会がつくる法律との関係は憲法に明記されていて、その憲法に違反する法律は無効ですという条文があって、その無効か否か、違反しているか否かという判定は、裁判所がすることになっているわけです。その裁判所が、最後は最高裁まで争ったとしても、最終的に最高裁が合憲だと言えば合憲だし、違憲だと言えば違憲と決まるという仕組みになっているわけです。ですから、どこかで判定がなされるわけですが、国の裁判所は、自治体の、自治基本条例と条例の関係を同じように扱ってくれるかといったら、その保証は全くないということも覚悟しなきゃいけないのです。

国の法律に根拠規定がないということは、裁判所で争って勝てるということにはなりませんよという話なんです。それを承知の上で、最高規範だと言って市政を運営するかどうかなんです。これは市民が最高規範だと信じる。市長もそういうものだと思っている。市議会もそういうものだと思って、その中でみんなが市政を運営するという覚悟を決めるという話なんです。外で通用する話じゃないんです。この中でそういう覚悟でやっていきましょうというものをみんなで作るかという、この覚悟の問題が問われているのだということが1点です。

もう1点は、最高規範だと位置づけると必ず出てくる問題は、普通の条例を制定する手続はいけないのではないか。それよりも上位の規範ですから、それはもっと厳格な制定手続や改正手続が必要になるんじゃないかという議論が必ず出る。憲法の場合はそうですね。普通の法律は、国会が制定すればできるわけです。だけど、憲法はそうなっていません。今度憲法を改正するときは、国会の両院が3分の2以上の特別多数決で発議をして、そして国民投票にかけて、国民投票の過半数が可決しない限り、改正はできません。制定のときはその手続がとられなかったわけですから。

今度つくる自治基本条例が最高規範だというなら、やっぱり議会だけで通したんじゃ、ちっとも最高規範らしくないじゃないか、普通の条例と違わないじゃないか、特別の重みがないじゃないかということになるわけです。そうすると、何か重みをつけなきゃいけないんじゃないかという議論が出てきて、普通の条例なら過半数で議決できます。それを特別多数決で3分の2以上の議員が賛成しなきゃできないことにしようとか、そういう重みのつけ方もありますし、議会が議決しただけではだめで、市民投票にかけよう、市民がよろしいと言ったときに初めて自治基本条例になることにしようとする、市民が立法したものということになってきますから、権威が上がるわけです。改正するときも同じように、必ず市民投票にかけなきゃできないとするかどうか。これがどこでも議論になるんです。

三鷹の場合はそれをしませんでした。最高規範というと、そういう議論が出てくるだけ

ども、住民投票にかけると、今度は改正するときも必ずそうしなきゃいけないという、容易なことではなくなってくる。まだ実験的にいろいろ試み出したばかりで、完成した姿でもないものを、今からそういう、かたい、改正しにくいものにしてしまうのはよくないのではないかな。初めてのことでですから、いろいろ試みにやっていて、もうちょっといいものにどんどんつくり変えることもできるようにしておいたほうがいいのではないかなということで、あえて制定・改正手続に重みを加えなかったのです。

それを批判している人もいます。本当に最高規範だというなら、もっと厳重な、重い手続に従ってつくらなきゃいけないんじゃないかなという議論が出てくる。これをどう考えるか。最高規範だと言いながら、そんなことは必要ないと言うかどうか。私は必要ないと言ったのですが、そこも議論になるところなので、皆さんもちょっと考えておいていただきたいと思います。

そういうことも含めて、これからだんだん内容を詰めていって、それを最後にどう位置づけるかというのは、また後で議論するというのに、きょうのところはさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。そういう論点だということにさせていただきたいと思います。

【副座長】 今の点、ちょっと補足をしておきますけれども、座長が今、訴訟の場合どうするのかの点ですが、広い意味で訴訟そのものも住民参加です。これで例えば主要公務員の罷免、条例の直接請求、これらは法律による住民の直接請求ですから、住民の参加です。もちろん訴訟にならないように、行政側は、予防法務、危機管理法務を実行しています。最終的には、司法という第三者の機関で決める。それに従うのが民主主義だ。こういうふうに割り切ってしまう方がいいのではないかなという考え方。

もう1つは、最高規範性。青森県のある町の自治基本条例では5年ごとに見直すとわざわざ規定しているのです。要するに、これだけ状況が変化しているから、最高規範性だなんてあまりきついことを言わないで、5年ごとに見直すということで、5年ごとに住民参加の懇談会なり検討委員会を開いて、どこをどう直そうか、とりあえずやってみようよというところから始めているところもあります。これがいいかどうかは別問題。私は5年目にアドバイザーで見直しをやったのですが、何を見直すのか。座長が言われたように、これで最高規範性になるかどうかという議論もあります。しかし、あまり最高規範性でギチギチ言わないで、5年ごとに見直して最高規範性と言っているところも中にはあります。したがって、そういうのも踏まえながら、ここで議論をしていくことも価値があるかなと思います。

【座長】 この論点については、事務局で、どういう議論になっていたかを少しまとめた上で、結論はおいおい、もっと後のほうで出すことにしましょう。

(3) 前文について

【座長】 それでは、前半で最高規範性について議論していただいたのですが、後半に、前文についての議論を行いたいと思います。前文についての議論のための材料として、宣言や憲章の根拠等について調べた資料の用意がありますので、これについて事務局からのご説明を求め

ます。

(資料4について事務局より説明)

【座長】 それでは、事務局の説明も踏まえながら、前文で盛り込むべき内容について、意見交換をしつつ考えていきたいと思います。

この点について、ご意見、ご質問がある方はお願いいたします。また、資料にある以外にも、武蔵野らしさとして前文に盛り込むべきものがあれば、この機会に挙げていただければと思います。どんなことを盛り込んだらいいかについて、自由にご意見をいただきたいと思います。

【B委員】 前文については、設置をすべきだと思っております。

その中身は、先ほどの最高規範性の議論とも絡んでまいりますけれども、価値観はやはり出すべきだと思っています。憲法が最高規範であるというのは、国民主権だとか人権の尊重とか平和主義という価値観を示している、だから、最高規範性を持つんだという認識に私は立っておりますので、自治基本条例の中でも、自治における市民参加についての価値観、それ以外に幾つかあっても構わないと思っているのですが、最低そこは示すべきではないかという意見を持っております。

【A委員】 実はここの議論になる前に、執行部側と何年かにわたって懇談会を開いてきました。ほぼほぼ最後の、大分議論が煮詰まってきたときに出てきた議員の意見の中に、言ってみれば今まで他市がたくさん基本条例をつくってきた、武蔵野市としては後発だけれども、いいものは取り入れながら、古い枠の議論をしてもしょうがないんじゃないかという意見が出てきたのです。もっと言うと、こういう表現、今までほかの市がつくっている形だけのものをつくっても意味はないんじゃないかという意見が出てまいりまして、それはもっともだなと。別に同意をとったわけじゃないんですけれども、私のとったメモの中には線が引かれているぐらいの内容でありました。

そうすると、果たしてこれから骨子といえども何を盛り込むのかというのは非常に重要なことになってくるんじゃないかと思うんです。かつての既存の基本条例というのは、市長の責務とか議会の責務とか、項目を挙げればそういうことが書いてあって、読むと自治法に書いてあるようなことが書いてあるわけです。そういうものをつくるという気持ちは多分、皆さんの中にもないんだろうと思うんです。そうすると、どういう内容を盛り込んだ骨子をつくるかによって、前文というのは多分変わってくるだろうと思っています。なので、先ほどの最高規範の話と同様、前文に関しては、もう少し議論を深めてから、前文を置くことに対しては僕も賛成なんですけど、こういう前文にするべきではないかという議論をまた終わりのほうでしたほうがいいのかなと私自身は思っています。

【副座長】 先ほど法文の形式を言ったんですけれども、置くとすれば法文の形式と前文の表

現は当然違ってくるのかなと私は思っています。これは何かというと、前文というのは、どういう方法で、どういう方向のまちづくりをするか。こういう意思の決意を述べる内容ですから、したがって、前文というのは当然、逆に、です・ます調でもありえますので、この表現でなければいけないということはありません。将来どういうまちづくりをしたいのか、どういう方向のために自治基本条例をここで使って、それを基本にこれから運営していきますよという決意表明をする内容です。したがって、「です・ます」調でも構わない。まちづくりで、どういう方法で何をするのか、どういうまちづくりにしていきたいのか、を明確に出すべきです。自治基本条例とは何か、その内容はどのようなものを目的にしているのかということは、きょうの議論ではありませんし、おいおい私の主張を述べさせていただく機会もあるかと思いますので、そのときに譲ります。

【座長】 ちょっと聞きますけど、前文は、です・ます調に書くべきだとおっしゃっている。文語体ではだめですか。

【副座長】 です・ます調でも構わないという意味です。

【C委員】 前文を置くことについては私も賛成でございます。しっかりとしたものを設置したいという考えで一緒です。

先ほどの方々の意見とも同じになってしまうのかもしれませんが、やはりこれからどう進んでいくのか、我々が今までやってきたことを振り返りながら、今後どうしていくのか、理念的なものになってしまうのかもしれませんが、その辺がまず1つポイントになるのかなと。特に、武蔵野市がこれまで取り組んできて特徴的なのは、さっきの説明にもありましたけれども、市民が参加をしてきたということ、これは1つの大きなプロセスなのかな。

それと同じことなのかもしれませんが、プロセスを大事にしてきたということが、やはり重要なのかなと。その意見の聞き方、いわゆる行政から意見を聞く、市民から意見を出していただく、このやりとりの中で、時間をかけながらやってきたという側面があるのかなと。ただ、それも皆が納得して、いいまちをつくろうという過程の中で進めてきたというのが1つ、大きな特徴なのかなと思うんです。そういう意味では、まちづくりでも何でもそうなんですけれども、1つの形をつくるプロセスを大事にしてきた。その辺を前文の中にうたい込めないのかなというのは個人的に感じているところです。

もう1つは、先ほどの最高規範性のところともちょっと絡むのかもしれませんが、条文はともかくとして、最高規範という部分でとどめるのと、最高規範性と、私はニュアンスがちょっと違って、性格的にはそういう性格を持っている、でも最高規範なんだという、この辺も、今後の議論の中で取り組んでいきたいと思っています。そういった部分も、言葉を使うかどうかはともかくとして、先ほど決意という発言がありましたけれども、武蔵野市の決意として、ここを大事にしながら、これからの武蔵野市をつくっていくんだ、そういうものを前文として掲げられたら、そんな思いであります。

【D委員】 2点ほどお話させていただきます。

1点目は、法学的視点からです。皆さんのお話を今伺っていますと、前文に関しては裁判規範性がない形で構わないから、価値観や理念とかを持たせるという形でいいのか、と考えました。ここで、憲法上問題になっていることとお話させていただくと、先ほど西尾先生からお話がありました裁判になったことを仮定しますと、前文を根拠に裁判で戦えるかということがあります。例えば日本国憲法9条というものは、戦争を放棄するという形になっているけれども、その戦争をしないということを、国民が自身の権利として前文にかかれている文言を頼りに「平和的生存権」として、裁判で主張できるのかどうかとの問題です。さらには、前文にどのような単語を使うかは実は非常に重要な意義をもちます。そもそも法律においては、言葉、文言が非常に重視されます。そういった意味では、他の委員もおっしゃったように、全部が煮詰まった後で最後にきっちりと慎重につくるという考えに私も賛成です。

そういった理念をつくることに加えて、2点目として、市民の目からの意見を述べさせていただきます。最近私は、近所のけやきコミセンにお世話になる機会があり、こんなすてきなコミセンがあるのかと感動しました。最初、私は勝手に、これは一般の非常に裕福な方がお住まいになっていたところを寄附でもしたんだろう、そのぐらいすてきな家で、およそ一般的な無機質なコミセンとは全く比べ物にならないほどなのです。しかし、ボランティアの方からお話を伺って、コミセンの建設にあたり何年もかけて議論を重ねて、およそコミュニティセンターらしくないような、モダンなコミュニティセンターがつくられたのだということを最近知ったのです。そのようなことからわかりますように、ここに配布された資料にもコミセンの話題が載っていたりしますけれども、コミセン1つにしてもそうであるように、武蔵野市は、さまざまな歴史の中で、今、私たち委員が知らないようなことさえも、市民がつくり上げてきた伝統のようなものがある。そのようなことを全て項目に書くのは難しいかもしれないけれども、網羅するようなことを書いていけば、さらに将来への発展とか、武蔵野市の持つよさを将来的にも生かせる前文になるかと考えました。

【座長】 この点でGさんやEさんもお意見がありましたら、どうぞ。

【E委員】 前回配られた資料6で、平成28年4月12日に市議会代表者会議メンバーと懇談会ということで、このときに主に条例の前文について議論したと書かれていたので、どういった話し合いがされたのかなというのが気になっていたところです。

それから、先ほどの入れる入れないということについては、私も市民という立場からすると、ここでわかりやすさというところも出るのかなと思っておりまして、ここは、です・ますということにこだわるわけではないですけれども、前文を入れるということはぜひしていきたいと思っています。

【G委員】 私は、です・ます調がいいと思っています。なぜかという、先ほどもお話が

出しましたが、基本条例って聞いたこともないし、何のことやらわからないという人がたくさんの方の中に絶対いる。ここにいなかったら私もその1人だと思うんですが、まず、読みやすい形で、どんなものかというのを知って、これは自分にも関係があるんだと思えるような形になればいいなと思います。

【座長】 前文は置いたほうがいいのかというご意見はほぼ共通しているように思います。です・まず調の口語体がいいとおっしゃる方と、そうでなくてもいいんだという方、こだわらないという方もいらっしゃるし、文語体のほうがいいのかと思っている人も、私も含めているようではございますけれども、ここは意見が少し分かれている。おいおい考えていけばいいことだと思いますが、Eさんから出た、前回の資料に出ていた議会と執行機関との間の話し合いの中で、前文について議論したというのはどういうことを議論したのかというご質問に、事務局と議会関係者の両方とも、記憶していいらっしゃる範囲内でお答えいただければ。

【企画調整課長】 議会とは継続的に話し合いを行ってきたのですが、この4月に行ってきた中で、前文についての議題を挙げました。そこについて、まず、事務局としてお示しさせていただいたのが、こういった内容のものを盛り込んでいくと考えていますということで、基本的に、今回お出ししている資料と結構似ているのですが、市民自治の原則ですとか、コミュニティに関して、それから、緑の憲章、福祉都市宣言、平和の日条例、市民の信託というものについて、自治の基本原則の体系化、全部盛り込めるかどうかは別として、こういった要素が入っていったらいかがでしょうかという当時の執行部の考えについてお示しをさせていただきました、そこでいろいろな意見のやりとりがございました。

議員の皆様からいただいた意見の代表的なところでございますけれども、こういう内容も入れてほしいとか、入れるべきではないかということで、人権についてのこと、それから、先ほどプロセスの話も出しましたが、市民意見の聞き方のプロセスについてのこと、あとは、子どもの意見の反映についてですとか、市民自治とあわせて武蔵野市の考える地方自治について。このようなものも入れていただきたいといったご意見をいただきました。武蔵野らしさという言葉については、人によって考える武蔵野らしさがかなり違うので、条例の中で言葉にするのは難しいのではないかというご意見もいただいたり、全体にはそのような形で意見交換をやらせていただいたというのが経緯でございます。

【F委員】 そのときの懇談には私も一緒に参加していたわけですが、自治の基本原則の体系化、つまり、自治基本条例をなぜつくりたいのかという話を進めるために、条例制定の狙いといいますか、なぜ条例が必要なのかを前文に入れたいということで議論をしました。

議員さんの各会派の代表の方とこの点について意見交換をしたのは1回だけで、しかも自由にいろいろな意見を出していただきましたから、はっきり申し上げて、どうまとめていくかという形での議論はまだできていなかったのかな、そんなように記憶をしております。

【座長】 議会からの方も、特に補足されることはないですか。

【A委員】 そんなところだったと思います。

【C委員】 今、副市長も言ったとおり、かなり幅広い意見がいろいろ出ていまして、位置づけであるとか、議会との兼ね合いだとか、そういったこともありました。あと、一部の人の意見を聞いて決定することのないようにであるとか、そういった細かいところ、子ども意見も聞いてほしいであるとか、そういったことも意見としては出ていました。その中で、先ほどあった話の武蔵野らしさだとか、これは規範性ということにもかかわると思うんですけども、どの程度の実効性を持つのか、住民自治、団体自治との関係であるとか、地方自治の本旨の考え方、そういったことまで含めて幅広く意見があったというようなことでございました。

【座長】 前文については、これでほぼご意見が出そろいましたかね。

【副座長】 今、武蔵野の宣言、憲章、長期計画等一覧をもらったのですが、前文に入れるとすれば、この中身をどの程度まで反映するのか、こういう議論を次回以降やっていくことになると思いますが、その前に事務局に確認をします。

まず、宣言については、世界連邦宣言、交通安全都市宣言、それから公害排除都市宣言、福祉都市宣言、さらには武蔵野市非核都市宣言、この5つを議員提出議案によって議決して宣言したのですが、これが具体的な施策の中にどういうふうに盛り込まれているのですか。あるいは、基本構想の中にどういう位置づけで体系されているのですかということが1点。

次に、憲章の中で、緑の憲章は議決していません。議決していないということは、行政の意思決定という意味です。市の憲章ではないということです。首長側の、行政側の意思決定にすぎない。ただし、ここで告示を行っていますから、その後、議会で何も意見もないところを見ると、法的拘束性は生じていることになってきます。この緑の憲章の位置づけですね。

もう1つ、長期計画策定が、地方自治法の改正によって、義務規定から削除されました。この削除されたことに伴って、基本構想・長期の策定根拠を条例としました。要するに、施策の最高の執行基準、施策基準を条例でやっているのです。このときの条例を制定したときの議論はどうだったんですかということです。要するに、施策の最高基準で、10年間の基準です。前は12年間だったのです。今は10年間の施策間調整の最高基準で、これをもってやっています。これは条例でつくっていますが、自治基本条例との関連性をきちんと踏まえると、最高規範性とか今回の議論も、ある程度ヒントが出てくるのかなという考え方があります。その点はいかがでしょう。出なければ次回でも構わないのですが。

【総合政策部長】 今、副座長からいただいた中で、まず、宣言について、どのような施策に生かされているかということです。最初に出てくる世界連邦宣言、それから武蔵野市非核都市宣言といった平和施策につきましては、資料の13ページの平和の日条例というところにつな

がるものと考えております。

長期計画の中でも、文化・市民生活の基本施策の中で「互いに尊重し認め合う平和な社会の構築」で、平和施策の推進で具体的に資料を収集し、それを次の時代に引き継ぐだとか、武蔵野市から平和の日を定め、国内外へ平和の意義を発信するという具体的な施策につながっております。交通安全都市宣言は、ちょっと古いものですが、交通対策全般の、長計の施策の中に当然入っておりますし、公害排除都市宣言につきましては、環境施策の個々の施策の中で、こういった宣言を踏まえて各事業を行ってきました。福祉都市宣言については、武蔵野市で今、一番力を入れている重要な施策の1つでもございますし、調整計画の重点取り組みでも、1番目の高齢者福祉計画、障害者計画の着実な推進という中で、この福祉の施策について重要な位置づけをしてございます。

緑の憲章については、第一期長期計画の中で、緑のネットワークということで、「平和な緑と教育の都市」は武蔵野市のまちづくりの基本的な考えであると我々は認識しております。住みやすい住環境の整備という中で、公園については計画的に用地を取得し、整備も進めておりますし、玉川上水、千川上水の整備復活、これは東京都の事業でございますが、これに連動して緑のネットワークの形成ということで力を入れてきたところでございます。

長期計画条例制定に至った経過でございますが、資料の9ページにありますとおり、長期計画については座長をはじめ、各期の策定委員の先生方も、武蔵野市が進めてきた武蔵野方式に基づいて、市民参加でつくっていただきました。武蔵野市としては、こういった自負がございますので、基本構想については、自治法の改正で議会の議決の要件からは削除されましたが、これまで培ってきた長期計画における市民参加、長期計画という計画行政を武蔵野市が実践してきたこと。また、これからも武蔵野市の計画行政、市民参加の実績を継承していくということもありまして、議会とも十分お諮りをし、議論を重ね、条例化に至っております。

【座長】 いろいろご議論はあると思うのですが、この前文のことでいろいろ出た議論は、事務局のほうで次回までにまとめて整理しておいてください。

さて、残り時間も少なくなってきましたので、次回以降の懇談会はどういう内容で進めていくべきかということをご議論いただきたいわけですが、前回の各委員の発言をもとに、いろいろ挙がった論点の候補みたいなものを事務局で作成しておりますので、これについて簡単にご説明ください。

(資料6について事務局より説明)

【座長】 我々自身の発言から拾ったキーワードが並んでいる形になっておりますけれども、これらが今後議論していくテーマになっていくのだろうかということですね。

では、次回のテーマについて、副座長から何かご意見がございましたら、ご提案いただきたいと思います。

【副座長】 その前に、資料6の言葉の表現ですけれども、ちょうど真ん中に「市長又は議員選挙の補完機能としての市民の参政権」、補完機能はわかっていますけれども、補完となったら、市民自治だとか市民参加だとか市民主導と表現的にちょっとバッティングする可能性がありますので、「補完」を取りましょう。取って議論していただいたほうが。法的には「補完」で間違いではないですけれども、補完ではなく、市民主導としていただきたい。

今回はこの条例の必要性です。事務局のほうで、条例の必要性、自治基本条例とは何かも踏まえて、論点整理のために資料を提出していただきたい。

その次に、次回で間に合うかどうか、それ以降になるかもしれないのですが、自治基本条例には一般的にというか他市の先行事例でどういう内容が規定されているか、調査して、資料として提出してもらいたい。もちろん、その中で参考事例もあるだろうし、それに従う必要もないという事例もあるだろうから、一応勉強会の形で先行事例の資料を出していただくようお願いしたいと思います。

【座長】 私もそんなところから議論するのが一番いいのではないかなと思います。どうしてこういう自治基本条例なるものが必要なのかということ、それには何が盛り込まれるのかということと関係しているわけですから、一般的に盛り込まれているのはこういうことかというのを見ていただいた上で、それについて改めてルールを決めるというのはどういう意味を持つかが、皆さんの議論すべきことだと思うんです。あえてそれを決めるのは、さらにそれぞれ発展させていくという狙いのもとに書くわけですから、どういうことがこれからの武蔵野市にとって課題になるかということが展望としてなければ、何を定めるかというのが出てこないわけです。そういうことのめどをつけるために、他市の例や何かを見て、こんなことは当たり前で、書かなくてもいいじゃないかということもあるでしょうし、我が市でつくるなら、ここにはないようなこういうこともつけ加えたいとか、こういうことを重要視したいという議論が活発になって良いと思うので、大体こんな決め方ですというものを見せていただきたい。そうしたら議論が触発されるかなと感じますので、よろしくお願いいたします。

それでは、今回は基本条例の必要性ということを議題とすることでよろしいでしょうか。

では、事務局のほうで、次回に向けての連絡事項等があれば、ご説明いただきたいと思います。

【企画調整課長】 今回は1月31日、火曜日ということで、時間は同じく19時から、市役所の811、この建物の8階になります。

補足で、本日の資料で触れていないのが参考資料2というものです。こちらは、前回、第1回懇談会の傍聴者の方からいただいたアンケートでございます。毎回参考までに、委員の皆様にも共有させていただき、今後もこのような形で出ささせていただけたらと考えております。

本日、席上にある「季刊むさしの」は、直近に出たもので、きょうも話題になりましたコミュニティセンターの話ですとかがちょっと出ておりますので、参考までにおつけさせていただきます。

事務局からは以上です。

【座長】 それでは、本日予定されていた議事はこれにて終了いたします。本日はどうもありがとうございました。

午後 8 時 58 分 閉会